

第37回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第37期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

- ① 事業報告の「主要な事業所」「主要な借入先の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株式会社 ファルコホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

主要な事業所（令和6年3月31日現在）

会 社 名	所	在 地
(株)ファルコホールディングス	本 店	京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
	大 阪 本 部	大阪府中央区内平野町1丁目3番7号
(株)ファルコバイオシステムズ	本 社	京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
(株)ア テ ス ト	本 社	京都府宇治市槇島町落合121番地の2
(株)ファルコファーマシーズ	本 社	京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
チ ュ ー リ ッ プ 調 剤(株)	本 社	富山県富山市新桜町2番21号MKD.9富山ビル
(株)メ デ ィ サ ー ジ ュ	本 社	大阪府中央区内平野町1丁目3番7号

主要な借入先の状況（令和6年3月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	行使期間	行使価額	行使の条件
第1回新株予約権 (平成29年2月10日)	105個	普通株式 10,500株	平成29年2月28日から 令和19年2月27日まで	1株当たり 1円	(注) 2.
第2回新株予約権 (平成29年9月26日)	283個	普通株式 28,300株	平成29年10月12日から 令和19年10月11日まで	1株当たり 1円	(注) 3.
第3回新株予約権 (平成30年8月7日)	207個	普通株式 20,700株	平成30年8月23日から 令和20年8月22日まで	1株当たり 1円	(注) 4.

- (注) 1. 上記の新株予約権は、当社の子会社の取締役（非常勤取締役及び使用人兼務取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として発行したものであります。子会社の取締役には、当社役員を兼務する者が含まれております。
2. 第1回新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から上記の行使期間内において、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。
3. 第2回新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年に限り（但し、上記の行使期間内とする。）、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。
4. 第3回新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社グループ会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10年に限り（但し、上記の行使期間内とする。）、新株予約権を行使することができます。その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間に締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

(2) 当事業年度の末日において当社役員が有している新株予約権等の状況

名称	区分	新株予約権の数及び 目的となる株式の数	保有者数
第1回新株予約権	取締役（監査等委員を除く）	57個（5,700株）	2名
第2回新株予約権	取締役（監査等委員を除く）	157個（15,700株）	2名
第3回新株予約権	取締役（監査等委員を除く）	124個（12,400株）	3名

(注) 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwC京都監査法人は、令和5年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、PwC Japan有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

39百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度を含む会計監査人の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当し、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任することを決定するほか、会計監査人の独立性及びその職務の遂行状況に鑑み、職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを決定する方針であります。

会社の体制及び方針

会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、令和6年5月10日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」を現状に即して改定いたしました。改定後の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、ファルコホールディングスグループで働くすべての取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、社会に共感を得られる行動をとるため、「コンプライアンス規程」及び「行動指針」を制定するとともに、その周知徹底を行う。
 - 2) コンプライアンスの重要な問題を審議するとともに、ファルコホールディングスグループ全社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの遵守・徹底を推進し、コンプライアンスへの取り組みを組織横断的に統括するため、リスク管理委員会を設置する。
 - 3) 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。
 - 4) 「行動指針」に反する行為またはその恐れのある事実、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用し、コンプライアンスに係る問題の早期発見を図る。
 - 5) 反社会的勢力に対し、毅然たる態度で臨み一切の関係をもたないことを「反社会的勢力に対する行動基準、倫理方針」に定めるとともに、外部専門機関との連携を通じ、反社会的勢力からの不当要求に対処するための社内体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。また、取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 「総合リスク管理規程」に基づき、ファルコホールディングスグループ全体のリスクを組織横断的・統括的に管理するリスク管理体制を整備・強化するため、リスク管理委員会を設置する。
 - 2) リスク管理委員会は、各部門担当取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務及び各事業会社に係るリスク管理状況の把握及びリスク対策状況の検証を行い、必要に応じて支援・提言を行うとともに、取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会は、グループ戦略や資本政策を決定するとともに、グループ中期経営戦略、年度予算等を決議し、定期的に進捗状況の把握及び是正を行う。
 - 2) 当社及び各事業会社の職務執行上の重要事項を報告、審議するため、必要に応じて代表取締役の諮問機関を設置する。
 - 3) 各組織・役職等の役割・権限、所管事項を定め、意思決定及び業務執行を効率的かつ適正に行う。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種基本方針を事業会社に示すとともに、「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項及び当社へ報告する事項を定め、この規程に基づき事業会社の経営管理を行う。
 - 2) 内部監査部門は、コンプライアンス体制、リスク管理体制の監査を含め、当社及び各事業会社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、当該部署及び事業会社に対して業務の適正を確保する体制構築のための指導、助言を行う。
 - 3) 当社及び各事業会社における内部統制報告制度の整備・運営を適正に図るため、当社に事務局を設置して、当社及び各事業会社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等を効果的・効率的に行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の求めに応じて、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置することができる。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する場合には、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等についての決定は監査等委員会の事前同意を得た上で行う。また、当該使用人は監査等委員会の補助職務に関し、取締役以下当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及び各事業会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、①当社及び各事業会社に重大な影響もしくは損害を及ぼすおそれのある事項、②重大な法令・定款違反、③内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、④コンプライアンスに係る問題の相談・通報窓口への通報状況とその内容、⑤コンプライアンス上重要な事項、⑥重要な訴訟・係争に関する事項を発見した場合は、監査等委員会に対して速やかに報告する。
 - 2) 当社及び各事業会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、毎月の経営状況として重要な事項を監査等委員会に報告する。
 - 3) 監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

- ⑨ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は、当社の代表取締役、当社及び各事業会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的な意見交換会を設ける。
 - 2) 監査等委員会は、会計監査人と定期的な会合を行い、内部監査人とも必要に応じて情報交換・共有を行って、相互の連携を図る。
 - 3) 当社は、監査等委員会が独自に弁護士・公認会計士を委嘱し、特に専門性の高い法務・会計事項についてはより高い専門性を有する専門家に相談できる機会を保障する。
 - 4) 当社は、監査等委員の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年度一定額の予算を設けるものとする。

(2) 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務執行について
定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じてそれぞれ開催しております。
当事業年度においては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を4回開催し、経営に関する重要な事項を審議・決定するとともに、取締役及び執行役員より定期的に報告を受けることで、職務及び業務の執行状況、経営情報の共有等を行いました。
- ② コンプライアンスについて
「コンプライアンス規程」、「行動指針」を制定し、コンプライアンス体制を構築するとともに、コンプライアンスに係る問題を早期に発見するため、外部専門家窓口を含む相談・通報体制を活用しております。
- ③ リスクマネジメントについて
「総合リスク管理規程」を制定し、リスクを分類するとともに、組織・管理体制等について定めております。また、リスク管理委員会を設置し、リスクを組織横断的に管理する体制を整えており、同委員会に報告された事項については取締役会に報告しております。
- ④ 監査等委員会が選定する監査等委員の職務遂行について
監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、重要な決裁書類等を閲覧しております。また、監査等委員会で定めた監査方針・監査計画等に基づき、グループ会社等への往査を実施し、業務執行の適法性、適正性を確認しております。さらに、定期的に、取締役（社外取締役含む）、会計監査人、内部監査部門と情報交換・共有及び意見交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。
当事業年度におきましては、監査等委員会を14回開催いたしました。
- ⑤ グループ管理体制について
「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項、報告する事項を定め、事業会社の管理・監督体制を構築しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	3,371	3,670	19,025	△94	25,973
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△763		△763
剰余金の配当(中間配当)			△440		△440
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,666		1,666
自己株式の取得				△1,200	△1,200
自己株式の処分		△0		70	69
自己株式の消却		△362	△41	403	-
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△362	422	△726	△667
当連結会計年度末残高	3,371	3,307	19,447	△821	25,305

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	535	535	82	26,591
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△763
剰余金の配当(中間配当)				△440
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,666
自己株式の取得				△1,200
自己株式の処分				69
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	106	106	△3	102
当連結会計年度変動額合計	106	106	△3	△564
当連結会計年度末残高	642	642	78	26,026

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

株式会社ファルコバイオシステムズ

株式会社アテスト

株式会社ファルコファーマシーズ

チューリップ調剤株式会社

株式会社メディサージュ

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品、仕掛品、

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)

i) 平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法により償却しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、旧定額法を採用しております。

ii) 平成19年4月1日以降に取得したものは定率法により償却しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

事業用定期借地権契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～65年

工具器具備品 2～20年

無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、販売可能な見込有効期間(3年)に基づく定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース資産については、リース契約期間に基づくリース期間定額法により償却しております。

長期前払費用

支出の効果の及ぶ期間で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(臨床検査事業)

臨床検査等は、主に医療機関等から依頼された臨床検査等に基づき、検査結果を医療機関等に報告した時点等で履行義務が充足されると判断しており、検査結果の報告時点等で収益を認識しております。また、取引の対価は概ね3カ月以内に受領しており重大な金融要素は含んでおりません。

試薬販売等は、主に医療機関等との試薬等の販売契約に基づき出荷時又は医療機関等の検収時に商品の支配が医療機関等に移転し、履行義務が充足されると判断しており、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、出荷時又は医療機関等の検収時に収益を認識しております。また、取引の対価は概ね2カ月以内に受領しており重大な金融要素は含んでおりません。

(調剤薬局事業)

主に、患者等から応需した処方箋に基づき、患者等への薬剤の提供及び服薬説明等の調剤サービスを完了した時点で、履行義務が充足されると判断しており、薬剤の提供及び服薬説明等の調剤サービスの完了時に収益を認識しております。また、取引の対価は概ね2カ月以内に受領しており重大な金融要素は含んでおりません。

(ICT事業)

クラウドシステムの販売等は、主に医療機関等との受注契約に基づき、当該システムを納品し、医療機関等に検収された時点で履行義務が充足されると判断しており、医療機関等の検収時に収益を認識しております。また、取引の対価は概ね1カ月以内に受領しており重大な金融要素は含んでおりません。

クラウドシステムの保守及びクラウド提供サービス等は、主に医療機関等とのサービス契約に基づき、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、契約期間にわたって収益を認識しております。また、取引の対価は概ね1カ月以内に受領しており重大な金融要素は含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生した連結会計年度において一括で費用処理しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間から20年間の均等償却を行っております。

3) 控除対象外消費税等の会計処理

棚卸資産に係る控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 減損会計

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	臨床検査事業	調剤薬局事業	ICT事業	その他	合計
減損損失	－	105	－	0	105
有形固定資産、無形固定資産及びリース資産	1,443	896	115	8,906	11,361

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

有形固定資産、無形固定資産、リース資産

当社グループは、事業環境の変化等により自社が保有する固定資産の価値が大幅に下落した場合並びに店舗等の収益が低下した場合等、資産グループごとに回収可能性を判断し、その不足額がある場合には減損損失を計上しております。調剤薬局事業においては店舗単位、臨床検査事業においては会社単位、ICT事業においては主な商材単位、その他（全社的な資産等）は個別単位でグルーピングを行っております。減損損失の認識の判定は、資産グループの割引前将来キャッシュ・フローを用いた回収可能価額と帳簿価額との比較により行い、減損損失の測定は、使用価値又は正味売却価額により行っております。上記の判定及び測定に用いる主要な仮定は、当社取締役会で承認された事業計画等に基づいており、当該事業計画は臨床検査事業の受託検体数等、調剤薬局事業の薬価改定等の影響及び処方箋枚数等、ICT事業の主な商材の販売数量等を想定して作成されたものであります。また使用価値の算定においては、資本コストに基づく割引率を使用し、正味売却価額には不動産鑑定評価額等を使用しています。

なお、当該見積りは不確実性があるため、今後の経営環境の変化により将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 税効果会計

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産902百万円、繰延税金負債319百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産

当社グループを取り巻く直近（当期及び過去3年）の事業環境及び課税所得水準を踏まえて会社分類を行い、翌期以降の事業計画、将来予想課税所得、将来減算（加算）一時差異の解消時期のスケジューリング等を行い、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

また、貸借対照表日現在で適用されている当社及び事業会社ごとに適用される税制及び税率を用いて評価を行っております。

なお、当該見積りは今後の経営環境や当社の事業計画の前提条件に重要な変化が生じた場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高
- | | |
|------|----------|
| 受取手形 | 13百万円 |
| 売掛金 | 6,229百万円 |
- (2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高
- | | |
|------|--------|
| 契約負債 | 102百万円 |
|------|--------|
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額
- | | |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 4,887百万円 |
| 工具器具備品 | 3,699百万円 |
| リース資産 | 1,097百万円 |
| その他 | 16百万円 |

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 11,080,177株 |
|------|-------------|
- (2) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和5年6月23日 定時株主総会	普通株式	763百万円	68円00銭	令和5年3月31日	令和5年6月26日
令和5年11月8日 取締役会	普通株式	440百万円	40円00銭	令和5年9月30日	令和5年12月1日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
令和6年6月21日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。
- ・普通株式の配当に関する事項
- | | |
|----------|-------------------------|
| 配当金の総額 | 800百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 75円00銭（普通配当40円、特別配当35円） |
| 基準日 | 令和6年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和6年6月24日 |
- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|---------|
| 普通株式 | 59,500株 |
|------|---------|

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、収益計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3カ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後1年であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信稟議規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、担当部署が資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形及び売掛金	6,242	6,242	－
(2) 投資有価証券	3,503	3,503	－
資産計	9,746	9,746	－
(1) 支払手形及び買掛金	4,414	4,414	－
(2) 短期借入金	500	500	－
(3) リース債務	317	307	△10
負債計	5,232	5,221	△10

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に定める取扱いを適用しており、記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は113百万円です。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	3,503	－	－	3,503

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	6,242	—	6,242
資産計	—	6,242	—	6,242
支払手形及び買掛金	—	4,414	—	4,414
短期借入金	—	500	—	500
リース債務	—	307	—	307
負債計	—	5,221	—	5,221

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	収益の分解情報					
	臨床検査事業			調剤薬局事業	ICT事業	合計
	臨床検査等	試薬販売等	小計			
顧客との契約から生じる収益	21,586	4,356	25,942	15,986	1,069	42,999
その他の収益	—	8	8	—	—	8
外部顧客への売上高	21,586	4,364	25,950	15,986	1,069	43,007

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,431円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 151円72銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 150円90銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和5年4月1日から)
(令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金		資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
		その 他 資本剰余金	自己株式 処分差益			配当平均 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	3,371	3,208	79	283	3,571	103	3,000	3,500	9,173	15,777
当 期 変 動 額										
剰余金の配当									△763	△763
剰余金の配当 (中間配当)									△440	△440
当 期 純 利 益									1,888	1,888
自己株式の取得										
自己株式の処分			△0		△0					
自己株式の消却			△78	△283	△362				△41	△41
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	△79	△283	△362	-	-	-	643	643
当 期 末 残 高	3,371	3,208	-	-	3,208	103	3,000	3,500	9,817	16,420

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△94	22,625	535	535	82	23,244
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△763				△763
剰余金の配当 (中間配当)		△440				△440
当 期 純 利 益		1,888				1,888
自己株式の取得	△1,200	△1,200				△1,200
自己株式の処分	70	69				69
自己株式の消却	403	-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			106	106	△3	102
当期変動額合計	△726	△446	106	106	△3	△343
当 期 末 残 高	△821	22,179	642	642	78	22,900

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式 移動平均法による原価法
- その他有価証券
- 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
- 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて、入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産
- i) 平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法により償却しております。
- ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。
- ii) 平成19年4月1日以降に取得したものは定率法により償却しております。
- ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- 事業用定期借地権契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物及び構築物 10～65年
- 無形固定資産 定額法により償却しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生した事業年度において一括で費用処理しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 減損会計

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 0百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「2. 重要な会計上の見積りに関する注記 (1) 減損会計」の内容と同一であります。

(2) 税効果会計

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債319百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「2. 重要な会計上の見積りに関する注記 (2) 税効果会計」の内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物 3,330百万円

その他 82百万円

(2) 偶発債務

① 保証債務

株式会社アテスト（仕入債務） 202百万円

上記の関係会社について、債務保証を行っております。

② 重畳的債務引受による連帯債務

株式会社ファルコバイオシステムズ 197百万円

平成22年3月21日付の会社分割により、株式会社ファルコバイオシステムズが承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

株式会社メディサーージュ 4百万円

平成22年10月1日付の会社分割により、株式会社メディサーージュが承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 206百万円

短期金銭債務 71百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	3,040百万円
営業費用	730百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	407,381株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8百万円
減価償却超過額	107百万円
減損損失	1百万円
関係会社株式	906百万円
繰越欠損金	198百万円
その他	99百万円
繰延税金資産小計	<u>1,321百万円</u>
評価性引当額	<u>△1,321百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>－百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△317百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	<u>△319百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△319百万円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.5
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△29.9
住民税均等割	0.1
評価性引当額の増減	△1.8
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>0.0</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 ファルコバイオ システムズ	所有 直接 100%	業務受託 建物の賃貸 資金の借入 資金の貸付 債務保証 役員の兼任	業務受託手数料 (注1)	756	未収入金	89
				受取配当金 (注7)	1,184	-	-
				建物の賃貸 (注2)	364	前受収益	33
				資金の回収 (注3)	281	短期貸付金	326
				利息の受取 (注4)	1	-	-
				重畳的債務引受 (注5)	197	-	-
	株式会社 アテスト	所有 直接 100%	業務受託 資金の貸付 債務保証	資金の回収 (注3)	100	-	-
				利息の受取 (注4) 債務保証 (注6)	0 202	- -	- -
	株式会社 ファルコファーム マシース	所有 直接 100%	業務受託 建物の賃貸 資金の借入 役員の兼任	業務受託手数料 (注1)	21	未収入金	68
				受取配当金 (注7)	182	-	-
				建物の賃貸 (注2)	13	前受収益	1
				資金の借入 (注3)	6	短期借入金	50
	チューリップ調 剤株式会社	所有 直接 100%	業務受託 資金の借入 役員の兼任	利息の支払 (注8)	0	-	-
				業務受託手数料 (注1)	11	未収入金	3
				受取配当金 (注7)	458	-	-
				資金の借入 (注3)	24	短期借入金	95
			利息の支払 (注8)	0	-	-	

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	株 式 会 社 メ ディ サ ー ジ ュ	所有 直接 100%	業 務 委 託 建 物 の 賃 貸 資 金 の 貸 付 債 務 保 証 役 員 の 兼 任	業務委託手数料 (注9)	729	未払金	41
				受取配当金 (注7)	1	-	-
				資金の回収 (注3)	81	短期貸付金	276
				利息の受取 (注4)	0	-	-
				重畳的債務引受 (注10)	4	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 業務受託手数料(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の支払については、市場実勢を勘案して、料率交渉の上で決定しております。
- (注2) 賃貸料については、市場実勢を勘案して、料金交渉の上で決定しております。
- (注3) 当社及び一部の子会社はCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入しております。CMSを利用した資金貸借取引については、取引の実態を明瞭に開示するために、取引金額は純額表示しております。
- (注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して、貸付利率を決定しております。
- (注5) 平成22年3月21日付の会社分割により株式会社ファルコバイオシステムズが承継した債務について、重畳的債務引受を行っております。
- (注6) 仕入債務について、債務保証を行っております。なお、保証料は受領していません。
- (注7) 受取配当金については、グループ配当方針に基づき決定しております。
- (注8) 資金の借入については、市場金利を勘案して、借入利率を決定しております。
- (注9) 業務委託手数料(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の支払については、市場実勢を勘案して、料金交渉の上で決定しております。
- (注10) 平成22年10月1日付の会社分割により株式会社メディスージュが承継した債務について、重畳的債務引受を行っております。

8. 収益認識に関する注記

当社の収益は、主に子会社からの受取配当金及び業務受託料等であります。業務受託料等については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務を実施した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,138円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 171円85銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 170円92銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。